

## 令和3年度 福祉の仕事職場体験事業 受入施設募集要項

### 1. 目 的

福祉・介護分野への就労を考えている方や、福祉・介護の職場を離れてブランクがあり再就労を考えている方などを対象に、職場体験の機会を提供し仕事のやりがいや魅力に触れていただく事で、福祉・介護分野の仕事への理解促進と就業意欲向上に資することを目的として本事業を実施します。

### 2. 主 催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
(以下「本センター」という。)

### 3. 事業実施期間

令和3年7月15日～令和4年2月28日(土日・祝日は除く)

※受入期間は前期(令和3年7月15日～令和3年10月30日)、後期(令和3年11月1日～令和4年2月28日)とします。

### 4. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします(連続しなくても可)。ただし、体験者と受入施設・事業所の合意により、1日に変更することも可能とします。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時(昼食休憩含む)とします。

### 5. 職場体験対象者

福祉・介護の仕事に興味があり、就労を考えている方のうち以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 福祉・介護の仕事未経験のため、就労の不安を解消したい方。
- (2) 介護職員として現場復帰したいがブランクがある方。
- (3) 体験を通して理解を深め、自己の適性を確認したい方。

### 6. 体験者受入施設・事業所

以下の区分に該当する山形県内の事業所のうち、受入申込のあった施設・事業所

- (1) 介護保険法に規定する介護保険施設(介護予防)、居宅サービス事業所(介護予防)、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務づけられている施設・事業所。
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所)を行う施設・事業所。

## 7. 体験内容

体験内容は、次の例示を参考として体験者がやりがいや魅力を感じられるような内容とし、受入施設・事業所の業務に応じ設定するものとします。

- ・施設・事業所の概要説明や施設見学
- ・職員との交流（現場で働く職員の話・質疑応答）
- ・利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）
- ・日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃）等

### 【留意事項】

- ・受入施設・事業所は、体験初日にオリエンテーションを実施し、体験の流れや留意事項について説明してください。

## 8. 体験受入費用

受入施設・事業所には、受入人数1名につき1日当たり3,000円を体験終了後にお支払いします。

## 9. 体験受入の流れ

- (1) 受入希望施設・事業所の募集 ※前期・後期の2回募集します。

受入を希望する施設・事業所は「福祉の職場体験事業 受入申込書」（様式1）に必要事項を記入し、前期分は**令和3年6月25日(金)まで**、後期分は**令和3年10月1日(金)まで** FAX または郵送にて本センターに提出してください。

なお、受入申込みいただいた施設・事業所は、「受入施設・事業所一覧」として、本センターのホームページに掲載します。



- (2) 受入依頼及び調整

体験者が希望する体験希望日程の1週間前までに、受入施設・事業所への依頼及び調整をさせていただきます。

本センターは、受入が決定した時点で受入施設・事業所に決定通知を送付します。



- (3) 職場体験の実施

受入施設・事業所の担当者は、体験希望者に日時や留意事項をお伝えし、職場体験を実施してください。



- (4) 報告書類の提出

体験者が体験終了時に提出した「体験記録」（様式3）の受入施設・事業所記入欄を記入し、「受入終了報告書兼請求書」（様式4）・振込先口座の通帳写しと併せて、本センターに郵送してください。



(5) 体験受入費用の支払い

本センターは、受入施設・事業所から提出された報告書類を確認し次第、受入に係る謝金として、受入人数1名につき1日当たり3,000円を指定口座に振り込みます。

**10. その他**

- (1) 万が一の事故に備え、体験者は事前にボランティア行事用保険に加入しております。(本会負担)
- (2) 体験中に事故等が発生した場合、本センターにご連絡ください。
- (3) 感染症等の影響により、中止とする場合があります。その場合、本会ホームページに掲載いたします。

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター 担当：武田・佐藤 〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730
--